

- ・ リンヴォック内用液 0.1% (1mg/mL)
- ・ イムルリオ錠 200mg
- ・ ヒアニューオ錠 10mg
- ・ イムシブリー皮下注 10mg
- ・ ヒブサーゴ皮下注 150mg シリンジ
- ・ ビレーズトリ 14.4 エアロスフィア 56 吸入及び同 14.4 エアロスフィア 120 吸入

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 8 年 10 月 13 日 号外第 224 号抜粋）
 - ・ 令和 8 年厚生労働省告示第 373 号、374 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
 （令和 8 年 10 月 13 日付け 保医発 1013 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新医薬品一覧表
 （令和 8 年 10 月 7 日 中医協総会資料（総－1）抜粋）

○厚生労働省告示第三百七十三号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)等の一部を改正する告示を次のように定める。
令和八年十月十三日
厚生労働大臣 上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示
（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）
第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表				別表	
注1～3（略）				注1～3（略）	
第1部～第10部（略）				第1部～第10部（略）	
第1部～第10部（略）				第1部～第10部（略）	
第11部 追 補 (7)				(新設)	
品 名		薬 規 格 単 位		薬 価 円	
(あ)					
イムルリオ錠200mg		200mg 1錠		27,551.80	
オーゼイナル錠0.5mg		0.5mg 1錠		22,773.30	
オーゼイナル錠1mg		1mg 1錠		22,792.50	
オーゼイナル錠2mg		2mg 1錠		22,838.80	
(は)					
ヒアニューオ錠10mg		10mg 1錠		6,941.00	
デマリテイカゾセル231mg		231mg 1カゾセル		2,066.00	
フリヌスナリ錠25mg		25mg 1錠		24,695.70	
(ら)					
ラゾシド錠25mg		25mg 1錠		929.00	
リンゾオツク内用液0.1%（1mg/mL）		180mg180mL 1瓶		343,101.60	
品 名		注 射 薬 規 格 単 位		薬 価 円	
(あ)					
イムシナリー皮下注10mg		10mg 1 mL 1瓶		349,863	
(さ)					
ステラレーラ皮下注45mgバイアル		45mg0.5mL 1瓶		211,919	
(は)					
ヒゾサーゴ皮下注150mgシリンジ		150mg 1 mL 1筒		183,015	
品 名		外 用 薬 規 格 単 位		薬 価 円	
(は)					
ビレーズトリ14.4エアロスフイア56吸入		56吸入1キット		4,936.40	
ビレーズトリ14.4エアロスフイア120吸入		120吸入1キット		10,505.00	

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)
第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬（略） アナキンラ製剤 セトメラノチド酢酸塩製剤 ベビロビルセンナトリウム製剤		別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬（略） アナキンラ製剤 (新設) (新設)	

附 則
この告示は、令和八年十月十四日から適用する。

(傍線部分は改正部分)

○厚生労働省告示第三百七十四号
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等に関する取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月十四日から適用する。

令和八年十月十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
第十 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅳ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレネルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－Ⅰ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン ₁ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンツ製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス	第十 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅳ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレネルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－Ⅰ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン ₁ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンツ製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス	第十 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅳ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレネルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－Ⅰ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン ₁ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンツ製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾニン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス

コボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファアーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファアーゼ アルファ製剤、ガルスルファアーゼ製剤、セベリバーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカナズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く。）、ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、バビナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコブラン製剤、ジルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドフタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、バドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ アルファ製剤、パロベグテリバラチド製剤、アバダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリブダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く。）、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウム製剤

二（略）

コボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファアーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファアーゼ アルファ製剤、ガルスルファアーゼ製剤、セベリバーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカナズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く。）、ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、バビナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコブラン製剤、ジルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドフタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、バドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ アルファ製剤、パロベグテリバラチド製剤、アバダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリブダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く。）、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤

二（略）